

平成 30 年度

# 募 集 要 項 ①

## 《東京都手話通訳者等養成講習会》

- 【講習期間】 平成 30 年 5 月 16 日（水）～平成 31 年 3 月 6 日（水）  
【募集期間】 平成 30 年 2 月 15 日（木）～平成 30 年 3 月 15 日（木）  
【選考試験】 平成 30 年 4 月 1 日（日）

- 【実施クラス】
- ・地域手話通訳者クラス（昼間）…………… 3 クラス
  - ・地域手話通訳者クラス（夜間）…………… 3 クラス
  - ・手話通訳者特別クラス（昼間）…………… 1 クラス
  - ・手話通訳者特別クラス（夜間）…………… 1 クラス
  - ・手話指導者養成クラス（昼間）…………… 1 クラス
  - ・手話指導者養成クラス（夜間）…………… 1 クラス

### 【八王子市にお住まいの皆さまへ】

八王子市は、平成 27 年度より中核市になりました。中核市は、手話通訳者養成講習会を市独自で実施しますので、八王子市にお住まいの方は、八王子市の講習会をご受講ください。  
東京都の講習会にも、お申込みいただくことは可能ですが、合格基準を超え、かつ定員以下の場合に限り、受講できます。ご了承ください。

事業実施主体：東京都福祉保健局

事業運営主体：社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会

東京手話通訳等派遣センター

## 1. 目的

この手話講習会は、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に手話等の指導を行い、手話通訳者を養成するとともに、手話の普及を図るために地域における講習会等の指導者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的として実施するものです。

## 2. 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。併せて聴覚障害者に対する理解を深めるため、講演会も行います。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 聴覚障害者に接する心構え | (4) 手話通訳論 |
| (2) 聴覚障害者に関する諸問題 | (5) 手話指導法 |
| (3) 手話法の理論       | (6) 実技訓練  |

## 3. 対象者

- (1) 東京都内に住所を有するか、又は東京都内に日常生活の場を有する方（都内在勤・在学）で、手話に関する知識と経験を有する方。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日現在 18 歳以上の方。
- (3) 次項の応募資格を有する方で、修了後、都内で手話通訳等の活動ができる方。

## 4. 募集人員等

クラス名	応募資格	養成目標	募集人員
地域手話通訳者クラス	① <b>3 年以上の手話学習経験</b> を有する健聴者	手話通訳技術、聴覚障害者問題の理解をより深め、 <u>都内各地域の登録手話通訳者を</u> 目指す。	各クラス共 30 名以内
	② 都内の手話サークル会員又は聴覚障害者団体で活動している方。		
夜	③ 平成 29 年度までに <b>地域登録経験のない方</b>		
手話通訳者特別クラス	① <b>平成 29 年度</b> においてすでに都内の地域登録手話通訳者として登録し現在も活動中の方。	高度な手話通訳技術等を学び、手話通訳士等専門性の高い手話通訳者を養成する。	各クラス共 30 名以内
	又は、		
夜	② 地域手話通訳者クラスを修了している方 ①・②いずれも原則として <b>手話通訳士資格を持たない方</b>		
手話指導者養成	都内の区市町村の手話講習会・地域手話サークルの指導者	都内各地域の手話講習会（手話奉仕員養成カリキュラム）にお	

クラス	夜	及びその予定者で、既に手話を習得している健聴者及び聴覚障害者。ただし、健聴者においては平成 29 年度においてすでに都内の地域登録手話通訳者として登録し現在も活動中の方。	ける手話指導技術を習得する。	
-----	---	---	----------------	--

## 5. 講習期間 平成 30 年 5 月 16 日～平成 31 年 3 月 6 日（概ね毎週水曜日）

クラス	回数	時間
昼	週 1 回(年間 40 回)	13:30～15:30
夜	週 1 回(年間 40 回)	19:00～21:00

※開講・閉講式は夜間に行います。

※「手話通訳者特別クラス」「手話指導者養成クラス」は、「実習」も含まれます。

※昼クラスについては、年 5～7 回位、夜の講義になります。

※規定の出席日数（40 回の 3/4 以上）に満たない場合は修了できません。

## 6. 講習会場

クラス名		主な会場（予定）	最寄駅
地域手話通訳者クラス	昼	東京聴覚障害者福祉事業協会(新宿区) 又はオリンピック記念青少年センター他	都営地下鉄「新宿三丁目」駅 丸ノ内線「新宿御苑前」駅
	夜		小田急線「参宮橋」駅
手話通訳者特別クラス	昼	オリンピック記念青少年センター他	小田急線「参宮橋」駅
	夜	オリンピック記念青少年センター他	小田急線「参宮橋」駅
手話指導者養成クラス	昼	東京聴覚障害者福祉事業協会(新宿区) 又はオリンピック記念青少年センター他	小田急線「参宮橋」駅
	夜		都営地下鉄「新宿三丁目」駅 丸ノ内線「新宿御苑前」駅

※開講式・閉講式・合同講義等は別会場を使用します。

※各クラス会場については、一部変更する場合があります。

※講習会会場への直接問合せはご遠慮願います。

## 7. 受講申込方法

### (1) 申込書の配布

都内の各区市の聴覚障害者団体、東京手話通訳等派遣センターで配布します。

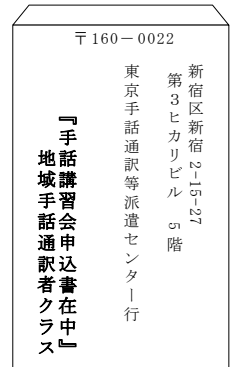
又は同センターホームページ掲載の申込書を印刷・利用して下さい。

<HPアドレス> <http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp>

(2) 申込方法

所定申込用紙(コピー可)に必要事項を記載し、**郵送により**下記へお申込下さい。

- ア) 封筒の宛名左側に『手話講習会申込書在中』と朱書き、  
下段に受講希望クラス名を明記すること。
- イ) **宛名を書き 82 円切手貼付の返信用封筒を同封すること。**
- ウ) 複数名の一括申込は不可。
- エ) **封筒は送信用・返信用とも定形最大** (長 3 縦 = 幅 12cm×縦 23cm)  
を必ず使用してください。



(3) 申込先 東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル 5階

(4) 申込期限 **平成 30 年 3 月 15 日 (消印有効)**

## 8. 選考試験

- (1) 書類審査 受験資格の有無を確認し、受験有資格者には、試験案内を送付します。
- (2) 案内送付 平成 30 年 3 月 20 日 (火)
- (3) 選考試験 平成 30 年 4 月 1 日 (日)
- (4) 結果送付 地域手話通訳者クラス 平成 30 年 4 月 4 日(水)予定  
手話指導者養成クラス 〃  
手話通訳者特別クラス 平成 30 年 4 月 23 日(月)予定

## 9. 留意事項

- (1) 受講申込に当たっては、希望するクラスを一つ指定して下さい。

**【併願可】**

地域手話通訳者クラス受験者は「手話のできる都民育成講習会」にも申し込めます。  
手話指導者養成クラス受験者は「中途失聴・難聴者向け手話指導クラス」にも申し込めます。  
ただし、4月1日に行われる試験で不合格だった場合に限り、受験できます。

- (2) 過去に当該同等クラスを受講された方は、修了・未修了に関わらず再受講できません。
- (3) 地域登録証明について (手話通訳者特別クラス)  
「手話通訳者特別クラス」申込者で、応募資格①の方は、都内区市町村の**平成 29 年度登録者**であることを証明する書類 (登録証コピー等) を申込書裏面に貼付のこと。登録証のない方は、各区市町村実施主体より証明を受けて下さい。(書式自由)
- (4) 地域登録証明について (手話指導者養成クラス・へ)  
「手話指導者養成クラス」申込者で、**健聴者の方**は、都内区市町村の**手話通訳登録者**であることを証明する書類 (登録証コピー等) を申込書裏面に貼付のこと。登録証のない方は、各区市町村実施主体より証明を受けて下さい。(書式自由)
- (5) 都外に在住し、都内に在勤又は在学の方は、在勤先又は在学先の**所在地・電話番号を必ず記載**してください。
- (6) 以下に該当する場合、申込みを受理できませんのでご注意ください。  
・ 受講対象及び受講資格条件に適合しないもの  
・ 記載事項不備  
・ 前記(3)の地域登録証明が貼付されていないもの  
・ 返信用封筒が同封されていないもの  
・ 締め切り後の申し込み  
・ その他申し込み手続に不備があるもの
- (7) 申し込み記載事項等で虚偽の申請があった場合は、そのことが明らかになった時点で、受験資格及び受講資格を取り消します。

## **10. その他**

- (1) 本講習会の修了者には、東京都福祉保健局長から修了証が交付されます。
- (2) 受講料は無料ですが、テキスト代等については実費をご負担いただきます。

## **11. 問い合わせ先**

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

TEL 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

## **12. 区市町村への修了者報告について**

本講習会の目的を達成し、都内各地域での手話関係事業の充実に資するために、本講習会修了者の氏名・修了クラス名・住所を各在住（在勤・在学）区市町村に報告いたします。